



31 千環地ま発第〇号  
令和〇年〇月〇日

日比谷地区（内幸町一丁目街区）まちづくり勉強会  
設置要綱

（目的）

第一条 本勉強会は、「日比谷地区まちづくり基本構想（平成23年6月）」等を踏まえ、内幸町一丁目街区におけるまちづくり上の課題及び将来像について整理・検討することを目的とする。

（対象街区）

第二条 検討の対象とする街区は、別添図による。

（構成）

第三条 勉強会は、別表に掲げる者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。  
なお、勉強会において必要と認めるときは、構成員の変更を行う。

（開催及び運営）

第四条 勉強会の開催及び構成員の招集は、必要に応じ千代田区が行う。

第五条 事務局は、千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課に置く。

第六条 勉強会には、代理が出席することができる。

第七条 千代田区は、第一条の目的に必要と認めるときは、構成員以外の者を勉強会に招集することができる。

（その他）

第八条 この規約に定めるもののほか、勉強会の運営等に関し必要な事項は、勉強会で協議の上、別途定める。

附則 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

# 案

別添図 日比谷地区（内幸町一丁目街区）まちづくり勉強会 対象街区

